

北海道青少年健全育成条例第19条関係（抜粋）

北海道青少年健全育成条例

（有害がん具類の指定及び販売等の禁止）

第19条 次の各号のいずれかに該当するものは、有害がん具類とする。

- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類であって、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
 - (2) 下着の形状をしたがん具類
 - (3) 着用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されているがん具類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が、がん具類の形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがあると認め指定したもの
- 2 がん具類の取扱いを業とする者は、有害がん具類を青少年に販売し、頒布し、贈与し、貸し付け、若しくは閲覧させ、又は青少年と交換してはならない。

（一般からの申出）

第55条 何人でも、次に掲げる場合には、知事又は審議会に対し、その旨の申出をすることができる。

- (2) がん具類の形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがあると思料するとき。

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (2) 第19条第2項の規定に違反した者

第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第57条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

北海道青少年健全育成条例施行規則

（指定基準等）

第1条 知事は、北海道青少年健全育成条例第19条第1項第4号の規定により、有害がん具類として指定をしようとするときは、別に定める認定基準により行うものとする。

3 条例第19条第1項第1号に規定する規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具類は、次に掲げるものとする。

- (1) 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似するがん具類
- (2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造をなし、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するがん具類
- (3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体で膨張させ人形となるものを含む。）

北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準

2 条例第19条に規定する「形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。

- (1) 鉄砲等を形どったもの又は飛び道具若しくは投げることを目的としたもので、人体に危害を与えるおそれのあるもの
- (2) がん具用煙火で、その構造又は機能が人体に危害を与えるおそれのあるもの
- (3) 男女の肉体の全部若しくは一部を形どったもの又はこれらを容易に連想させるもので、著しく性的しゅうち心を害するもの
- (4) その他形状、構造又は機能が人体に危害を与えるおそれがあると認められるもの若しくは性的感情を著しく刺激するもの